第1164回 高知市教育委員会 3月定例会 議事録

- 1 開催日 平成28年3月24日 (木)
- 2 教育長開会宣言
- 3 議事
 - 日程第1 会議録署名委員の指名について
 - 日程第2 市教委第8号 高知市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正について
 - 日程第3 市教委第9号 高知市教育委員会公印規則の一部改正について
 - 日程第4 市教委第10号 高知市立学校給食センター条例施行規則の一部改正について
 - 日程第5 市教委第11号 高知市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について
 - 日程第6 市教委第12号 高知市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部改正

について

- 日程第7 市教委第13号 高知市就学援助規則の一部改正について
- 日程第8 市教委第14号 高知市スポーツ推進委員規則の一部改正について
- 日程第9 市教委第15号 高知市通学バス運行規則の一部改正について
- 日程第10 市教委第16号 高知市立市民図書館条例施行規則の一部改正について
- 報告 ○新図書館等複合施設(オーテピア)整備の状況と仮設図書館等について
 - ○高知市立小・中学校の今後の在り方に関する報告書について
 - ○平成28年3月高知市議会定例会について

4 出席者

(1) 教育委員会	1番教育長	横	田	寿	生
	2番委員	谷		智	子
	3番委員	山	本	和	正
	4番委員	西	森	や	たい
	5番委員	野	並	誠	<u> </u>
(2) 事務局	教育次長	土	居	英	_
	教育次長	橋	本	和	明
	教育政策課長	高	岡	幸	史
	教育政策課教育企画監	和	田	広	信
	学校教育課長	野	村	能	教
	教育環境支援課長	弘	瀬	健-	一郎
	スポーツ振興課長	池	内		章
	人権・こども支援課長	中	田	正	康
	市民図書館長(参事)	貞	廣	岳	士
	教育政策課長補佐	宮	田	小	町
	教育政策課総務担当係長	吉	本	忠	邦
	教育政策課主任	横	田	由糸	己子

第1164回 高知市教育委員会 3月定例会 議事録

- 1 平成28年3月24日 (木) 午後3時~午後3時50分 (たかじょう5階北会議室)
- 2 議事内容

開会 午後3時

横田教育長

ただいまから、第1164回高知市教育委員会3月定例会を開会いたします。

日程第1,会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は,西森委員,お願いいたします。

西森委員

はい。

横田教育長

それでは、議案審査に移ります。

日程第2 市教委第8号「高知市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正について」から、日程第8 市教委第14号「高知市スポーツ推進委員規則の一部改正について」、一括で審議をいたします。事務局の説明をお願いします。

教育政策課長

教育政策課の高岡です。

私の方からは、市教委第8号「高知市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正について」から、市教委第14号「高知市スポーツ推進委員の規則の一部改正について」までを一括して御説明をいたします。お配りしております、第1164回高知市教育委員会3月定例会議案別紙資料の方に、各規則の改正文と新旧対照表の方を記載しております。その資料に沿って御説明をさせていただきます。

市教委第8号から市教委第14号までの規則改正の内容につきましては、平成28年4月1日から本市に義務教育学校を設置することに伴います関係する規則の改正を行うものでございます。

それでは資料の1ページ、2ページをご覧ください。

市教委第8号「高知市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正について」からご説明いたします。本規則は、高知市教育委員会の権限に属する事務の一部を高知市教育長に委任することを規定した規則となっております。第2条第3号に教育長への委任事務から除く事項としまして、小学校、中学校の通学区域の設定又は変更に関することが規定されておりますが、今回、この学校の種類に義務教育学校を追加するものでございます。

次に、市教委第9号「高知市教育委員会公印規則の一部改正について」でございます。本規則は、 高知市教育委員会で使用いたします公印について規定した規則となっておりまして、義務教育学校 行川学園、土佐山学舎で使用いたします義務教育学校印等の公印を追加するものでございます。

次に、市教委第10号「高知市立学校給食センター条例施行規則の一部改正について」でございます。

本規則は、高知市立学校給食センター条例の施行について必要な事項を規定した規則となっておりまして、第2条に規定しております、高知市立学校給食センターによる学校給食を実施する学校から土佐山小・中学校を除きまして、義務教育学校土佐山学舎を追加するものでございます。

次に、市教委第11号「高知市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について」でございます。 本規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条の規定に基づきまして、学校の管理運 営の基本的な事項について規定をしております。

今回、義務教育学校の管理運営の基本的事項を定めたものでございます。

次に, 市教委第12号「高知市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部改正について」 でございます。

本規則は、高知市立の小・中学校の通学区域について規定をしておりますが、題名を高知市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則に改めるとともに行川小・中学校及び土佐山小・中学校の通学区域を、それぞれ義務教育学校行川学園及び義務教育学校土佐山学舎の通学区域に改正をするものでございます。

次に、市教委第13号「高知市就学援助規則の一部改正について」でございます。本規則は、小学校・中学校の児童生徒の保護者に対しまして就学に必要な援助を行うことを規定した規則となっております。就学援助の対象となる学校の種類に義務教育学校を追加をするものでございます。

最後に、市教委第14号「高知市スポーツ推進委員規則の一部改正について」でございます。

本規則は、高知市スポーツ推進委員について必要な事項を規定した規則となっておりまして、委員の委嘱について規定をしております第4条の規定中、引用する規則の題名を改めるための規定の整備を行うものでございます。いずれの規則も平成28年4月1日の公布、施行を予定しております。簡単でございますが、私からの説明は以上でございます。

横田教育長

ただ今説明がありました第8号から第14号につきまして質疑等がありましたらお願いいたします。

委員一同

横田教育長

ご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第8号「高知市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正について」から、市教委第14号「高知市スポーツ推進委員規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

- 【異 議 な し】 ------

横田教育長

ご異議なしと認めます。よって市教委第8号から市教委第14号は、原案のとおり決しました。 次に日程第9市教委第15号「高知市通学バス運行規則の一部改正について」を議題とします。事務 局の説明をお願いします。

教育環境支援課長

教育環境支援課の弘瀬でございます。市教委第15号の趣旨につきましては、平成28年4月1日から本市に義務教育学校を設置することに伴いまして、通学バスの運行対象について、現状を踏まえた改正を行うとともに規定の整備を行うものでございます。

お手元の資料18ページ,19ページに新旧対照表を載せておりますので,ご覧になってください。これまでの規定につきましては,鏡,土佐山及び春野地区の市町村合併に伴いましてこの規則が定められていたものでございまして,今回はそれを整理するということで,新たな変更点としましては,まず,趣旨としまして「遠距離通学」という表現を,「遠距離通学等」と改めますとともに,「鏡地区,土佐山地区及び春野地区以下対象地区という。」を削除しているものでございます。

加えまして「(利用者)」としていましたものを,「(運行の対象校)」と規定しまして,実際通学バスを運行しております1番の高知市立かがみ幼稚園から6番の高知市立高知特別支援学校まで,

その対象校を明記したものでございます。あと、変更点としましては、第6条の「(損害の賠償等)」と規定していましたものを、「(業務の委託)」としまして、新たな第6条としまして「通学バスの運行に当たっては、運転の業務及び運行の業務を委託することができる。」、2としまして「前項の規定により委託に関し必要な事項は、教育長が別に定める」と規定しております。

最後、その他の第7条につきましては、この規則に定めるもののほか、通学バスの運行に関し必要な事項は、「教育長」としていたものを「教育委員会」と改正したものでございます。 説明については、簡単ですけれども以上でございます。

横田教育長

この件に関して、質疑等がありましたらお願いします。

谷委員

旧の方の損害の賠償等というのは、その他に含められたということですか。

橋本教育次長

今回の規則改正は、先ほど申し上げましたように現状に合わすということがまず1つありましたが、合併関係しか載ってなかった。しかし、実際高知市では、特別支援とか、それから土佐山学舎に市内から行く子どもたちも乗っていたということで、児童生徒がバスに乗るのに必要な事項というものをこの規則で定めようということで、そこに特化したような改正をしたいということです。損害賠償につきましては、それはあくまでも高知市とバス会社との契約事項でありますので、規則からは必要ないのではないかと。契約条項に盛り込めばいい内容ですので、規則からは除いたということであります。

横田教育長

契約書の方に、その第6条に当たる記述があるということで、損害が生じた場合の賠償の在り方は、これまでどおりで変わりないということでいい訳ですね。

谷委員

変わりないということですね。大事なところですから。

西森委員

業務の委託っていうところで、新しい第6条のところで、2項に「委託に関し必要な事項は教育長が別に定める」となっていて、第7条に「この規則が定めるもののほか通学バス運行に対し必要な事項は、教育委員会が別に定める」とあるんですけど、ここは具体的なすみわけとか、イメージはどんな感じになるのでしょうか。

橋本教育次長

まず、契約いわゆる支出負担行為という部分で言いますと委託の部分で、この2項の部分ですけど、ここは教育長に委任されている事項ですので、そこは整理して教育長にすると。次に、バスを子ども、児童生徒のために運行するという、そこの制度のことに関しましては、やはり委員会にお諮りしなければならないだろうというところでの、文言の書きわけという感じです。

西森委員

そしたら、支出負担行為のところは別に規定というかそういうものがあって。

橋本教育次長

教育長に委任されて、別の規則で委任されています。

横田教育長

その事務の範囲の中でできることだから、ここは教育長とすることにしました。

西森委員

わかりました。あと、冒頭で、「通学に伴う」が「通学等」に変わっていて、等と言っているのは、想定されることは遠距離通学以外でも必要な場合ってやっぱりあるんだろうと思うんですけど、そういったことを想定した趣旨なのかなという点の質問が1つと、それから前の旧の時には、教育

長が特に必要と認めたものということで、個別対応といいますか、そんな感じがあったと思うのですけど、こちらの新の方ではその部分が削除されていますが、それで現状に照らして特段問題がないのかという点を教えてください。

教育環境支援課長

まず、旧の「教育長が特に必要と認めた」ものを、旧の場合はあるわけですけれども、これを削除することによって、運用に関し、支障が生じるということはないと考えています。

遠距離通学等という,等の部分で言いますと,新たにこの規定の中に盛り込みました,高知特別 支援学校の場合,それから土佐山学舎に係る特任校制度の児童・生徒もその対象になるというとこ ろから,その等というところを使ったと考えています。

西森委員

わかりました。

横田教育長

他にご意見, 質疑等はございませんでしょうか。

山本委員

遠距離通学とは、例えば、学校からどのくらいの範囲が遠距離という捉え方になるんでしょうか。 **教育環境支援課長**

教育環境支援課,弘瀬でございます。一応,歩いて通学する距離の限界として,昭和31年11月11日付けの,高知市公立小中学校の統合考察についての答申の中では,おおむねその小学校の児童にあっては4km,中学校程度であっては6km程度を最高限度とすると定められておりますので,それ以上になると一定バス等で通学するのが望ましいとのではないかという解釈だとは思いますけれども,必ずしも現在対象となっている学校のバスで利用している生徒さんが,その距離であるということにはなくて,ただ限界の距離としては,そういう一定の基準はあると考えています。

横田教育長

昭和31年というと、ずいぶん古いけど、それ以降全然改定とか見直しみたいなのはないということですね。

教育環境支援課長

その後、昭和33年に義務教育小学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令の中で同様の通 学距離について規定はされておりますけれども、距離については同様の距離となっているというこ とです。

西森委員

昭和31年の頃は4 kmに歩けたかもしれないけれど、1 時間かかりますかね、小1 だったら。もっとかかりますかね。1 時間から1 時間半かかりますね。

山本委員

現状にあったような運用されてると思うのですけど、その辺りをもう少し検討された方がいいか と思います。

横田教育長

他にご意見、質疑等はございませんでしょうか。

委員一同

— 【な し】 ------

横田教育長

それでは、特にご意見もないようですので、この件の質疑を終了し採決に移ります。

市教委第 15 号「高知市通学バス運行規則の一部改正について」は、原案のとおり決することに ご異議ありませんか。

委員一同

- 【異 議 な し】 -----

横田教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第15号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第10 市教委第16号「高知市立市民図書館条例施行規則の一部改正について」を議題 とします。事務局の説明をお願いします。

市民図書館長

市民図書館の貞廣です。21ページの新旧対照表をご覧になりながら説明を聞いていただけますでしょうか。

2月の教育委員会の定例会の方で条例改正の時に、趣旨等をご説明しましたけれども、県市で共 同運営をする新図書館の開館に先立ちまして、平成28年度から県立図書館と市民図書館の協議会に つきまして、同一の委員を委嘱して合同で開催をしていくと。で、新図書館についてご意見とかい ただくということと趣旨的にはなっております。

県市が同時に合同開催するということで、県と整合性を図るため、また円滑に協議会を進めるために、条例施行規則を改正するものでございます。

内容といたしましては、市民図書館が今まで、委員長、副委員長となっていて、県立図書館が議長となっていたのを、名称を合わせまして、会長、副会長とする。あとは、過半数が出席しなければというようなところと、議決をすることができないが、今まで市民図書館の条例施行規則になかったですけども、そういったところを新設したいところでございます。以上でございます。

横田教育長

この件に関して質疑等がありましたらお願いいたします。ちなみに総数は条例で決まっていますか?何人ですか?

市民図書館長

総数は、今まで県立が5人で、5ちは8人以内でしたけれども、今度の条例改正で県、市合わせて条例改正しまして10人以内となります。

横田教育長

市で言うと、今まで8人以内が、10人以内に変わったということですか?

市民図書館長

市としてはそういうことになります。

横田教育長

よろしいですか。それでは、特にご意見もないようですので、この件の質疑を終了し採決に移ります。市教委第16号「高知市立市民図書館条例施行規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

【異 議 な し】 -----

横田教育長

ご異議なしと認めます。よって,市教委第 16 号は,原案のとおり決しました。

続きまして、報告事項がございます。

まず、新図書館等複合施設、「オーテピア」と言いますが、整備の状況と仮設図書館等について 事務局から説明をお願いします

市民図書館長

市民図書館の貞廣です。A4の縦横の図面があると思いますけれど、そちらをご覧になりながら A4の横がスケジュールになっております。その両方を見ながらご説明を聞いていただけますでしょうか。新図書館等複合施設、オーテピアの整備の状況と仮設図書館について説明します。

市民図書館本館は、今年の1月から3月まで臨時休館をさせていただいていましたが、4月1日の金曜日から仮設図書館、点字図書館を開館することになりました。場所は、追手前小学校敷地西側、ひろめ市場の東側ですが、2階建てで延床面積は約1,000㎡です。

収納冊数が約1万5千冊から2万冊と資料にはなっておりますけども,この前数えまして,雑誌も含めて,2万9千冊ありまして,ちょっと数字が多いものなんで。

分館と分室との間の、分館に近い位の数字になって、ちょっとスペースが狭くなりましたけども、 県立図書館とか分館、分所の蔵書も取り寄せることができますので、多くの方にご利用していただ きたいと思ってます。

次に、新図書館等複合施設、オーテピアの今後のスケジュールですが、東洋ゴム工業株式会社の 免震装置の不正問題で1年ないし2年の工期の遅れとなっていましたが、工期が1年遅れの平成30 年の夏ごろの開館を目指すこととなりました。

免震装置は、主にブリジストン製に変更します。来月4月に建設主体工事を再開して進めてまいります。

次に、東洋ゴム工業からの補償についてですが、平成28年1月に追加の工事費用や直接、間接的 損害は、東洋ゴム工業が負担する内容の合意書を締結いたしました。

損害金は、工事業者や県・市がそれぞれ請求することとなっています。

現在,補償項目の洗い出しや積算額の算出を進めているところでございます。今後とも,法務と相談しながら,県民,市民の負担とならないよう補償を求めてまいります。

次に、新図書館の一般名称についてご説明いたします。

昨年、公募により新図書館等複合施設の愛称は、「オーテピア」に決定しましたが、それに伴い 新図書館の広報や表示などに使う対外的な一般名称を、「オーテピア高知図書館」にすることにな りました。

新点字図書館の名称は、「オーテピア高知 声と点字の図書館」です。なお、新科学館の名称は、 昨年公募で決定しました「高知みらい科学館」となっています。

次に、市の拠点としての新図書館サービス検討委員会とサービス計画について、ご説明をします。 新図書館のソフト面を充実するため、関係機関と連携し、県・市共同で現在開催しております。 図書館サービス、ビジネス・農業・産業支援サービス、健康・安心・防災情報サービス、中心市 街地活性化・周辺施設連携の4つの分科会を設置しており、図書館の専門家や関係機関など様々な 方のご意見をお聞きしています。

本年11月頃まで開催の上、取りまとめて新図書館サービス計画に反映していきます。

次に、新図書館等複合施設の愛称「オーテピア」のロゴ・シンボルマークですが、様々な広報媒体や建物の表示に活用するため、本年夏に公募する予定でございます。

また、高知みらい科学館の様々なアイテムの展示物製作及び設置などの展示工事につきましては、 高知県に委託しておりまして、平成28年度の早い時期に県による入札を進めるようにしております。 条例議案は先ほど説明したとおりでございます。以上でございます。

横田教育長

この件について、何かご質問等ございませんでしょうか。

工事の工期は平成29年の12月末に竣工予定ということは公表してますか。

市民図書館長

平成29年の12月竣工は公表というか、この県の資料がホームページ資料で出されるというところでいうと、公表です。

ただ、広報としては、いつ工事が、建物ができるかということではなくて、開館ということで、 広報的には平成30年夏開館というのをPRをしているところです。

横田教育長

要は工事が、竣工してから開館までの期間が、長いとか短いとかいろいろ議論があったように思いますけど、それは、もうこれ以上短縮のしようがないということですね。

市民図書館長

そうです。いろいろ検討しましたけど、県立図書館が70万冊、市民図書館が50万冊で、120~130万冊の本を混ぜて並べるという、それもダンボール箱が4万箱とかいう中で、それを出して入れて、かなりの作業量、期間を要すると考えておりまして、やはり6か月か、半年はいるだろうということで、私どもも検討しましたけれども、やはりその期間要るということに今のところなっております。

橋本教育次長

建築建材の関係もありますね。

市民図書館長

それもあります。建物ができてすぐになると、シックハウス症候群というか、建物建材に含まれる薬剤といったものがあったり、あと、貴重な資料もございますので、大体期間を経て、ひと夏越したら一番いい形なんですけども、そういった影響が少なくなるという、そういう意味もあって期間というのが必要という側面もございます。

横田教育長

県立歴史資料館も、もう建物ができているようですね。

市民図書館長

ほぼ, できかけています。

横田教育長

開館は1年後というのはそういう理由ですか。

市民図書館長

そういうことになります。県立歴史資料館も平成29年3月オープンになって、もうほぼ形が見えてきて、内装に入っていると思いますけれども、期間、準備も含めて、そちらも引越が大変ですので期間を空けているということになっています。

横田教育長

何かご質問等ございませんでしょうか。

よろしいですか。

委員一同

横田教育長

続きまして「高知市立小・中学校の今後の在り方に関する報告書について」事務局から説明をお願いします。

学校教育課長

学校教育課の野村でございます。

それでは、お手元に緑色の「高知市立小・中学校の今後の在り方に関する報告書」そして1枚表 裏、概要を添えてありますので、今年度その検討委員会におきまして検討しました報告書が完成し ましたので、その概要について説明をさせていただきます。

まず、冊子の中ほどが、ピンクの合紙がありまして、資料編になっておりますけれども、その59ページをご覧いただきましたら、この検討委員会の名簿が載せてございます。

外部の有識者等を含めまして15名の委員会を構成しました。今年度5回の検討委員会を開催しまして、今後の学校の在り方、小・中学校の在り方について検討を重ねてまいりました。

それで、この冊子の最初に戻っていただき、1ページのところに、「はじめに」というところがございますけれども、これまで小・中学校の在り方、規模等につきましては平成9年に「高知市立小・中学校規模問題検討委員会」という検討を初めにしまして、平成12年、それから3ページには平成19年、3回のこうした検討委員会を経まして、それぞれ学校規模、学校の在り方等検討してまいりました。

そうした中で、現在ではいわゆる特認校制度というのは、この検討の中で制度として、スタート し定着をしているというところでございます。

この検討委員会では、概要版の1のところにも載せてございます。それから本体の報告書の4ページの下の方に記載しておりますけれども、教育的な状況には、今後の児童生徒数の減少傾向に対応するために、学校の統廃合ではなく、現在の小・中学校を存続させることを基本として、小・中学校の通学区域等を見直しを通した学校規模の検討、そして教育の質的向上を図るための方策について、総合的な視点でこの小・中学校の在り方について、その方向性をまとめているものでございます。

具体的には、報告書の5ページのところには、検討項目が丸印で4つ記載しております。

1つ目には、先ほど申し上げましたように、学校を存続させるということを基本として、通学区域、通学距離の視点から学校規模の適正化について検討する。

それから、学校を地域コミュニティの核として位置付けることを基本として、今後の学校の在り 方について検討する。

3点目には小規模校対策について検討する。

4点目には、特認校制度等の学校選択の可能となる制度について検討する。こうしたことを検討 書ではまとめたものでございます。

まず1つ目には、適正規模についての考え方ですけれども、公立の中では、学校の規模というのは、12学級以上18学級以下を標準とするというのが、学校教育法施行規則第41条の中にございます。 ただ、学級規模について示されているだけで、その適正規模はどれくらいかというのは示されておりません。

そこで、この資料の報告書の後段に文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・設定配置等に関する手引」というのがございますが、その中に望ましい学級数の考え方として、その枠組みというのが記載されております。そうした中に、小学校、中学校でも1学年、2学級以上というのが望ましい。いわゆる、小学校では12学級、中学校では6学級というのがございまして、これをこの検討する際に、適正規模ということで設定したところでございます。

適正規模,小学校では12学級,中学校では6学級。そうすると児童・生徒数はどのくらい必要なのかということを平成27年度の5月1日現在の児童生徒数によりまして,設定をしております。

小学校の場合は、今年度、介良潮見台小学校が12学級ということで、児童数が277名。こうしたところから、この12学級があてはまる学校であるということで、小学校の場合は、270名程度が必要。中学校の場合は南海中学校が、今年、5学級ということで214名ですので、210名程度は必要だろうということで、この適正規模の考え方として、小学校では270名程度、中学校では210名程度は必要だろうということで、設定してこの検討をいたしました。

次にいつの時点の学校規模でみていくのかということで、推計の児童生徒数を基にして検討する ということで、10年後の平成37年度の児童生徒推計を出したものが、本体の報告書の8ページと9ページにございます。

小学校の場合は、10年後、子どもたちはまだ生まれておりませんので、32年度までの児童推計数を基に、それ以後は増加率の平均をとりまして、平成37年度の児童数の推定を出してございます。

中学校,9ページのほうは現在もうすでに生まれておりますので,その現在生まれている子どもたちの数を使いまして,それぞれ小学校の入学率,中学校の入学率を乗じて,10年後の生徒数を算出してございます。

この数字を基にして、各中学校区ごとの小学校をそれぞれ検討しました。その各検討したものが 11ページからそれぞれ検討し、考察を述べてございます。

そこには表とグラフがございまして、グラフの中に実線と点線がございますけれども、先ほど申し上げました小学校では270、中学校では210というところを示すためにグラフの中に示しております。こうした考察をしまして、まとめたものが、その資料の32ページにこの考察のまとめがございます。

おおむね3つのグループに分けることができるだろうということで、Aグループは適正規模が維持できる学校、Bグループは校区の見直しにより適正規模の検討が可能となる学校、Cグループは校区の地理的条件等から適正規模の検討が困難な状況があり、他の方法も合わせて検討する必要がある学校、おおむねこの3つのグループに分けているところでございます。

33ページを見ていただきましたら、小学校の場合はBグループ、第四小、第六小、江ノロ小、布師田小、介良潮見台小。この学校は10年後も適正規模には届いてないという可能性があって、校区の見直しにより編成が可能である学校ではないかということでまとめてございます。

Cグループにつきましては、33ページの下の久重小から34ページにある学校をまとめたところで ございます。

次に、この検討委員会の中で1つの小学校から複数の中学校に進学している主な学校が3つございます。はりまや橋小、一ツ橋小と泉野小。ここを一つの中学校に進学していくことがいいのではないかということで検討いたしました。そのまとめが、39、40ページにございますけれども、現在の生徒数の割合から、一ツ橋小については愛宕中へ、泉野小については一宮中へ進学を統一することが考えられるのではないかとまとめております。

はりまや橋小につきましては、開校当時にそれぞれ旧の追手前小、新堀小校区というようなところから、追手前小校区の児童が進学する時には、城東中、城北中どちらかを自由に選べるという条件でございましたので、それが現在も引き続き残っているところです。

ただ現実のところでは、平成26,27年、2年間ですけれども、実際のところは、旧追手前小校区の児童が進学する時には、城北中から城東中の方が実際に多くなっている状況にあるので、今後そうすることも考えられるのではないかというまとめになっているところです。

次に、今後の小規模校の在り方につきまして40ページから載せてございます。

特に、複式学級を有する久重小、浦戸小、鏡小の今後の方向性、それから小・中一貫教育義務教育学校の取組ということで、行川小・中と土佐山小・中、今後義務教育学校という4月からスタートを実際するわけですけども、そのことについてもこのように記載をしているところでございます。

次に45ページからは、今後の新しい学校の在り方ということで、1つ目には、先ほど介良潮見台小学校が基準になるというようなところでお話しをしましたが、この学校につきましては、10年後に児童数が減少というのが考えられております。

こうしたところから、教育研究機関と一体化した新しい学校づくりが一つ考えられのではないか ということでまとめたところでございます。

2つ目には、小・中一貫教育の推進ということで、現在、市内の中で唯一その1小、1中である 大津小、大津中での連携型の小・中一貫教育の可能性というようなところで、メリットとデメリットを合わせてまとめたところでございます。

46ページからは、地域とともにある学校づくりということで、いわゆるコミュニティスクール、 それから来年度から開始します学校支援地域本部の活用というところをまとめております。 次に,50ページからは学校選択制度ということで,現在の特認校制度の状況についてまとめました。その後,53ページ,54ページには全国的な他の学校選択制の状況についてまとめてございます。

いろいろな特認校以外に、自由選択であるとか、ブロック選択であるとか、様々な手法で全国の都市で個別選択がとられているわけですけれども、1つ前橋市の状況を参考にしまして取り入れたものの、それぞれ課題があり、その選択制を廃止をするという方向の取りまとめがありまして、その理由が、「自治会・子ども会等住居地域との関係の希薄化」「登下校の安全面の確保の困難化」「生徒数の偏りの発生」、こうしたことがあって、その制度については、課題があるというところがあります。

こうしたことから、本市においても地域コミュニティの中での学校づくりを進めていくということで、今後新たに導入については考えられないというまとめをしたところでございます。

あと、55ページ、56ページの「おわりに」というところで、この検討委員会の全体的な、どういう論議があり、まとめをしたのかというのをまとめているところでございます。

以上、報告書の概要を説明させていただきました。

横田教育長

この件につきまして何かご質問等ございませんでしょうか。

ご意見も出しようもないかもしれませんが、ただ主だったポイントは、先ほど課長から説明した ところが、大きなポイントであろうかとは思います。

谷委員

今後の在り方に関する検討委員会そのものの実施すること自体も大変だったじゃないかなとも 思いますし、非常に地域の思いであるとか、いろんなもので、慎重に進めなければならない面があ るんですよね。これについては。

で、まず、学校存続ってということを前面に出して、どういう検討項目があるかということで、 非常に適切に検討委員会を進めておられるということが、すごく良いと思いました。

それで、いくつか検討される項目、A、B、Cに分けて、今後こういう方向が考えられるという ところ、例えば愛宕中であれば、一ツ橋小学校は全員愛宕中学校へ行くのが望ましいとか、具体的 に全部出てますよね。

今回この検討委員会は、ここ迄で非常に良いと思うのですよ。それで、ここまで出てきた、でも 今後のことは目の前に迫っているので、ここまで出てきたものを、今度実行に移していかないとい けないというところがあるんですよね。ここがすごく重要だと思います。

ちょうど文科省がこの今後の在り方というのを出してくれて作ったので,今後の進め方,この見通しを教えていただきたいのですが。

学校教育課長

学校教育課の野村です。55ページ,56ページの「おわりに」の中にもありますけれども,検討委員会の中には青少協,町内会でありますとか,いわゆる地域に関係する団体の方にもご参加いただきまして,そうした中で,例えば行政区と小学校区とは一致をしてないわけですね。ですから,一部ではいくつかの組織は2つの学区にまたがっているのがあって,そういう校区の違いにより整理ができないとかいうご意見もいただいております。

それから地区の民生委員、児童委員会のところも若干違ってます。今後は、これはあくまでも教育委員会の教育効果というところでまとめたわけですが、そういうことについては、今後、市役所内の単なる行政部門との調整、協議が必要になってくるわけです。谷委員さんが言われましたように、学校の校区1つ変えることについても、保護者だけではなく、ここに関係する団体が、今まで城北中であったものが、愛宕中に変わっていくわけですから、そういうことを1つ1つ慎重に検討、話し合いをしなければならないところじゃないかと思います。

谷委員

時系列で、今後こんな会を立ち上げて、ここまでは進めるとかいうことは、今のところはまだ、 今後ですか。

学校教育課長

これから、教育委員会の中で進めていくのかというのかという点を検討していくことにしています。

横田教育長

議論の土台はできたということですね。ここから先もできるだけスピード感も意識しながら、教育委員会の事務局内で整理しなければならない課題も急ぎますし、それからそれをおおむね議論ができ上がれば、先ほど課長からも話がありましたように、庁内関係各課、地元の公共的団体等との意見交換や調整という作業に、次の段階では入っていかないといけないと考えています。

ただ、今のところそれを、それぞれいつまでにというところまでは、まだ詰めてないですけれども、せっかくこうして土台ができたことですので、これを時点修正せずにすむくらいの間に一定の目途を立てて進めないといけないと思っています。

他にご質問とかご意見とかございませんでしょうか。

よろしいですか。

委員一同

— 【は い】 ————

横田教育長

それでは続きまして、「平成28年3月市議会定例会について」、事務局から説明をお願いします。

教育政策課長補佐

教育政策課の宮田でございます。

7日から開催中の3月市議会定例会において出されました教育委員会に関わる質問の概要について、簡単にご説明をいたします。

A4の縦長の資料,平成28年3月議会代表,個人質問の表をご覧いただきたいと思います。

教育委員会関係は、この議会で質問議員14人中11人の議員さんから、全部で43問、多岐にわたってご質問がございました。

主な内容について、抜粋してご報告を申し上げます。

まず、横田教育長に向けまして、教育長としての決意や思いについて3人の議員さんからご質問がありました。

教育長からは、「子どもたちが様々な課題に直面した時に、自分から解決に向けて取り組むことができるように、確かな学力を身につけるために、学力向上対策第二ステージを確実に推進するということや、判断が必要な場面では、子どもを起点として子どもにとってどうなのかということを常に念頭に置いて、職務に当たっていく」と言ったようなお答えがありました。

学力の向上に関しましては、高校生の学力が十分でない問題などを絡めまして 4 問のご質問がありました。

これに対しましては、確かな学力の定着を図るとともに、学ぶ楽しさや夢や希望を育む教育を一層推進することなどを答弁しました。

そのほか、学校給食のアレルギー対応について、スクールソーシャルワーカーの人材確保について、それから先ほどご報告をいたしました高知市立小・中学校の今後の在り方に関しての報告書についてのなどのご質問もございました。

社会教育の分野では、自由民権記念館の来館者を増加させるための展示や更新の取組についてなどのご質問があり、明治維新150年企画展に向けまして、現在所蔵している多くの資料や研究・調査を進めることをはじめ、入館者の増加に向けて取り組んでいくことなどを答弁いたしました。

このほか、社会教育の分野では、公民館活動について、また指定文化財や遺構の管理についてなど合わせて4問のご質問がございました。

詳細につきましては、後ほど資料の方をご覧いただければと思っています。

また教育委員会から提案しました平成27年度3月補正予算議案,28年度当初予算議案及び予算外議案につきましては、3月22日の経済文教常任委員会において審議が行われ、可決されました。

簡単ではございますが, 説明は以上でございます。

横田教育長

明日25日が閉会となっていますので、まだ議会は続きますけれども、本会議における代表質問、個人質問、それから経済文教常任委員会を終えましたので、ほぼこうしたことで閉会を迎えられると思います。

署名

何か御質問等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

これで教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後3時50分

教育長		
3番委員		